

減免制度の検討について

減免制度については、これに要する経費をこれまで「一般会計（税金）」（基準外繰入金）から補填していましたが、令和 17 年度時点で、経費回収率の 100%を目指すとした東久留米市下水道事業 経営戦略-2026-を踏まえ、「使用料（一般利用者負担）」を財源とすることで、改定率がどのように変化するかを比較検証したグラフです。

(1) 現行通り「基準外繰入金」で補填した場合(想定改定率:約19%)

現在の減免分（改定前基準で約 1,900 万円）を、従来通り一般会計からの補填（基準外繰入金）で賄う方法です。使用料への上乗せがないため改定率は約 19%となりますが、本来使用料収入で賄うべき経費を税金で穴埋めしている状態となるため、令和 17 年度時点で目標とする「経費回収率 100%」は達成できない見通しとなります。

(2) 「使用料」を財源とする場合(想定改定率:約21%)

一般会計からの補填（基準外繰入金）をもらわず、現行の減免分を他の利用者の使用料で賄う（内部で負担し合う）方法です。本市が目標とする「経費回収率 100%」を過不足なく達成できる本来の独立採算の姿であり、約 21%の改定となります。

(3) 【参考】追加減免分を含めて「使用料」を財源とする場合(想定改定率:約24%)

障害者等への使用料減免といった福祉的費用は、本来は一般会計（社会福祉施策）が公費負担すべき性質です。仮に減免枠を新たに拡大（改定前基準で追加約 3,000 万円想定）し、現行分を含む全額を他の利用者の使用料で賄う場合、減免による福祉的恩恵が広がる反面、一般利用者の負担（上乗せ分）がさらに重くなるため、約 24%の改定が必要となります。

図表 1 各減免別 負担構造比較グラフ

（令和 17 年度時点で、経費回収率 100%を目指すとして）

